

令和 7 年度 大阪市公衆衛生活動事業補助金 Q&A

健康局健康推進部健康づくり課成人保健グループ

	質 問	回 答
1	補助対象事業は、医師が講演会や医療相談を行えば対象となりますか？	医師が三次予防の観点で実施する、講演会や医療相談が補助の対象事業です。医師が三次予防の普及啓発を実施していただく必要があります。
2	複数区で講演会を予定しておりますが、補助対象になりますか？	複数区で補助事業を実施していただく場合でも、一の区の区域（〇〇区民を対象）を対象としている事業を、複数区で実施するものでありましたら補助対象となります（区ごとに複数申請が必要）。ただし、複数区（例えば、大阪市民を対象とする）を対象とした事業は、補助対象外となります。 【事業単位は、一の区の区域を対象としている事業が補助対象となります。】
3	講演会を予定しておりますが、事業経費が 100 万円程度なので、補助金が 1 / 2 の 50 万円と考えて事業を進めてよろしいでしょうか？	補助対象経費は別表 1 により算出し、別表 2 のとおり補助金交付上限額を定めています。 【交付申請〔様式第 1 号〕をしても、必ず事業経費の 1 / 2 交付されるとは限りません。】
4	講演会を予定していますが、会場及び時間が未定なので、〔様式第 1 - 2 号〕事業計画書には未定で申請してよろしいでしょうか？	会場及び時間につきましては、必ず計画していただき申請書に記載して下さい。その後、変更がありましたら事業開始の 30 日前までに変更承認申請〔様式第 6 号〕により申請をしてください。 【会場変更等で経費の増額になった場合、変更承認申請〔様式第 6 号〕の提出をしていただいても、予算の都合上、必ず交付決定出来るものとは限りません。】
5	医療相談を予定していますが、従事する医師の人数が調整中です。現在決まっている人数だけ申請しておいて、実績報告時〔様式第 9 号〕に人数が増えたことを報告させていただくことでよろしいでしょうか？	申請時には、最終的に従事する予定の人数を記載してください。従事医師の減等による事業費の減額変更は、軽微な変更として取扱うため変更承認申請〔様式第 6 号〕は不要です。（ただし、事業計画書の具体的な事業内容に影響を及ぼすことがない場合）しかし、従事医師の増等による事業費の増額変更

		は、事業開始の 30 日前までに変更承認申請〔様式第 6 号〕の提出が必要です。 【変更承認申請〔様式第 6 号〕の提出をしていただいても、予算の都合上、必ず交付決定出来るものとは限りません。】
6	講演会を予定しておりますが、実績報告に「補助事業の効果が検証できるもの」とあります。講演会を聴く前と後で「健康意識が向上したかどうか」のアンケートを行い、実績報告することと考えていますがよろしいでしょうか？	講演会ならアンケート、医療相談ならアンケートか聞き取りにより、区民の方が「健康意識の向上」や「リハビリの重要性について理解した」等の効果が何人に効果があったかを報告してください。 【事業効果の検証は、アンケートや聞き取り以外の方法でも結構ですが、必ず三次予防の観点で行った事業効果の検証を報告してください。】
7	アンケート用紙等の事務用品を購入したときの領収書は、レシートでもよろしいでしょうか？	レシートでも結構です。
8	例年区役所や地域の団体と公衆衛生活動を含むイベント事業を、実行委員会形式で実施しております。そのイベント事業は、例年盛況であり集客力があるため、今までは別途講演会を行っていた事業を、本イベント事業と一緒にしようと考えています。この場合この講演会事業は補助の対象になりますか？	イベント事業（例年講演会を行っていない。）を例年通り行い、加えて新たに三次予防を主とした講演会事業を行う場合は、講演会事業に係る経費の部分（明確に区別できること）のみ補助対象となります。ただし、この場合事業計画書に例年（過去 3 年）のイベント事業の事業内容を記入し提出してください。また、講演会事業に他の制度による補助金の交付がないことが条件です。
9	補助金の交付申請書に添付する、様式第 1-2 号の（注）第 4 条 3 項第 1 号 ただし書きに該当する事業を申請する場合の詳細はどのようなことを記載すればよろしいですか？	様式第 1-2 号の（注）に記す事業についての詳細の添付にあたっては、「他団体と同様の人的負担等を負って事業を実施したうえで…」実施する別途の補助対象事業の判断をするため、1 実施年度、2 事業名称、3 構成団体名、4 構成団体が行った事業の概要、5 構成団体の出務人数（概数）、6 実施場所、7 実施日時、8 周知広報の方法、9 構成団体の経費（概算）をそれぞれ記入してください。（過去 3 年分）

10	第4条3項第1号 ただし書き以降の事業を行う場合の「別途場所を設け」の「別途場所」「経費が明確に区別」とはどの程度の「区別」が必要ですか？	団体が従来から参画してきている「本市の実施する公衆衛生活動を含むイベント」とは、全く別に従来の参画形態に加えての「地域医療に従事する医師が三次予防の観点で行う医療相談と講演会」と判断できれば、「別途場所」については距離・間隔等については特に問いません。 また、「経費」については、本体イベント事業と混同されるものは、補助対象経費とはなりません。 ＊従来のイベント参画事業を、別途場所・別途会計に分離する事業運営形態に変更するだけでは、補助の対象とはなりません。
11	補助対象事業となる医療相談は（概ね2時間以上）とありますが、2時間以上実施しなければならないのですか？	本市で行う医療相談事業については、概ね2～3時間程度の事業実施となっており、補助事業についても本市事業と同等に実施していただくことが、効果的と考えています。 しかし、事業想定が2時間と設定していても、相談事業という事業の性質上集客等により生じた多少の従事時間増減については、やむを得ないものとします。
12	第4条3項第1号 ただし書き内の「他団体と同様の人的負担等を負って事業を実施したうえで…」とはどのようなことですか？	基本的に従来から実行委員会等により参画するイベント規模に応じた各団体による出務人員、出資金等によって判断材料としますが、経年のイベント事業へのかかわりについては、いわゆる各団体による「持ち寄り事業部分」とみなし、「他団体と同様の人的負担」とします。

13	講演会の講師謝礼として2時間の講義時間で30,000円を支払う予定ですが、補助対象経費として30,000円を計上すればいいですか？	講師謝礼は1時間あたり11,400円が補助対象経費の上限となり、計上できるのは2時間まで(22,800円)となります。この金額を超える部分の講師謝礼は補助対象外となるため、超える部分については全額事業者の経費としてください。 また、講義時間が1時間に満たない場合は分単位で計算した金額となります。 (例：講義時間30分であれば5,700円が補助対象経費の上限)
14	講演会の内容で、3人の講師が同時に壇上に上がり、1時間パネルディスカッションを行う場合、講師謝礼の計算方法は11,400円×1時間×3人＝34,200円として、補助対象経費に計上すればよろしいでしょうか？	パネルディスカッションやシンポジウムなど、複数の講師が同時に登壇して行う講演会に伴う講師謝礼については、補助金交付要綱別表1の欄外※2に定める「座談会形式等の講師料は、講義1時間あたりの単価の8割以内の額とする。」に該当します。ご質問の内容であれば、11,400円の8割である9,120円が1時間の上限額となりますので、9,120円×1時間×3人＝27,360円が補助対象経費の上限となります。